

広情個審第112号
令和2年3月31日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年12月18日付け広市教学健第232号及び平成28年1月15日付け広市教学健第263号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第131、135号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

- ① 平成27年12月18日付け広市教学健第232号の諮問事案（諮問第131号事案）
平成27年10月28日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年11月11日付け広市教学健第192号で行った公文書部分開示決定に対する同月19日付け異議申立て
- ② 平成28年1月15日付け広市教学健第263号の諮問事案（諮問第135号事案）
平成27年11月20日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年12月4日付け広市教学健第211号で行った公文書部分開示決定に対する同月17日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、上記2件の公文書開示請求（以下これらを合わせて「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定はいずれも妥当である。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張は、次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、上記公文書部分開示決定を取り消し、個人の住所氏名、口座番号を除く全てを開示せよ。

(2) 異議申立ての理由

文書の日付を非開示としながら理由さえ記載がない。

学校給食の未納月・未納金額などの未納状況に関する情報開示は、個人情報の侵害に当たらないし、業務の妨げにもならない。条例第7条1号に当たらず非開示の理由はない。

個人の氏名、口座番号以外は非開示の理由はない。

条例第7条2号についても該当しない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述における主張は、次のとおりである。

「学校納入金について（お願い）」のうち通知日、未納額、未納月等の情報及び「未納者リスト」については、公にすることにより特定中学校における未納者の状況が明らかとなり、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第1号の個人情報に該当すると判断した。

また、「学校納入金について（お願い）」のうち学校の振込先に関する情報については、公にすることで納入金管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして条例第7条第3号に該当すると判断した。

これらの不開示情報を除き、部分開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に即して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 審査の併合について

諮問第131及び135号については、申立人が同一であること及び異議申立ての趣旨が同様であることから、当審査会は、これらを併合して審議することとした。

(2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、第7条第1号ただし書きの規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧できるとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第3号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

(4) 条例第7条第1号の該当性について

当審査会が見分したところ、本件開示請求に対して開示しないこととした部分（以下「本件不開示部分」という。）には個人の氏名及び住所、年・組・出席番号、通知日、未納月、未納額、未納額の合計の情報が記載されており、このうち、個人の氏名及び住所並びに年・組・出席番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

また、本件不開示情報のうち、通知日、未納月、未納額、未納額の合計については、未納に関する情報という個人の人格と密接に関係するものであり、条例第7条第1号後段の「特定の個人

を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と認められる。

したがって、これらの情報は条例第7条第1号に該当すると認められる。

なお、これらの情報は、条例第7条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと認められる。

(5) 条例第7条第3号の該当性について

本件不開示部分には特定中学校が保有する銀行の口座番号及び口座名義が記載されているが、これらの情報は、公にすることにより、口座情報が悪用されるおそれが生じるなど学校納入金管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、条例第7条第3号に該当すると認められる。

(6) 申立人の主張について

申立人は、実施機関の部分開示決定に対して種々の主張をしているが、これらはいずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、本件不開示部分は条例第7条第1号及び第3号に該当することから、実施機関が本件開示請求について行った部分開示決定はいずれも妥当である。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 2 7 . 1 2 . 1 8	広市教学健第 2 3 2 号の諮問を受理 (諮問第 1 3 1 号で受理)
H 2 8 . 1 . 1 5	広市教学健第 2 6 3 号の諮問を受理 (諮問第 1 3 5 号で受理)
H 3 1 . 3 . 1 9 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
H 3 1 . 4 . 1 8 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 6 . 2 1 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 7 . 2 6 (第 4 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 8 . 1 3 (第 5 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 9 . 2 0 (第 6 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 1 0 . 1 8 (第 7 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 1 1 . 1 5 (第 8 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 1 2 . 2 0 (第 9 回審査会)	第 1 部会で審議
R 2 . 1 . 1 7 (第 1 0 回審査会)	第 1 部会で審議
R 2 . 2 . 2 1 (第 1 1 回審査会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁 護 士
片 木 晴 彦 (部会長)	広 島 大 学 大 学 院 法 務 研 究 科 教 授
ジ ョ ー ジ ・ R ・ ハ ラ ダ	広 島 経 済 大 学 経 済 学 部 教 授